

札幌市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案
平成30年（2018年）11月29日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例

札幌市消防本部及び消防署設置条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の表札幌市南消防署の項中「札幌市南区真駒内幸町1丁目」を「札幌市南区真駒内上町5丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（理 由）

南消防署の位置を変更するため、本案を提出する。